

もり
中津市森林づくり活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する中津市森林づくり活動支援事業補助金については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	中津市森林づくり活動支援事業補助金
補助金交付の目的	森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、緑豊かな森を次世代へ引き継いでいくため、森林保全活動や緑化推進活動に必要な費用の一部を補助することにより、森林づくり及び林業の普及啓発活動を促進していくことを目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	事業実施場所が中津市内かつ次に掲げる事業とする。 ただし、当該事業について、上記目的を逸脱する場合、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合、営利を目的とする場合、もしくは作業を申請者の属する団体が行わない場合を除く。 (1) 森林の整備及び保全に関する事業 ア 森を再生又は維持するための樹木の植栽、下刈り、除伐、間伐等 イ 竹林等の荒廃森林の整備 ウ 作業道、登山道及び遊歩道の開設、改良又は維持・保全 (2) 緑化推進に関する事業 ア 森への理解を深めるための講座、研修会等の開催又は受講 イ 間伐材、竹材等の資源の活用 ウ 自然観察及び体験学習の開催
補助金の交付対象経費	別表に掲げる経費とする。ただし、経費の合計額が7万5,000円以上となる場合に限り、補助金を交付する。
補助金の交付の率又は金額	補助対象経費の3分の2の額（1,000円未満切捨て）とし、100万円を上限とする。

補助事業者の 範囲	補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する森林づくり及び林業の普及啓 発活動に取り組む自治会、地区連合会、特定非営利活動法人、企業、学校、 PTA等の複数人で構成する団体とする。 (1) 市内に住所を有していること。 (2) 市税を滞納していないこと。
--------------	--

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業実施場所の位置図
- (4) 事業の見積書及び事業費見積一覧表
- (5) その他事業内容の説明補足資料

(交付の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当と決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定には、申請者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないことを条件として付するものとする。

(記載事項の変更申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）が第4条の規定により提出した書類の記載事項に変更を加えようとするときは、市長に補助金交付変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、申請事項について指示をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、これにより交付する補助金の額に異動が生じたときは、補助金交付変更決定変更通知書（様式第4号）を交付する。

(着手届及び完了届)

第6条 補助対象者は、事業に着手したときは着手届（様式第5号）を、事業が完了したときは完了届（様式第6号）に完了を証明し得る書類を添えて遅滞なく市長に提出しなければならない。

(完了後の検査)

第7条 市長は、前条の規定による完了届を受領したときは、検査員が必要に応じて完了検査を行わせることができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、概算払により交付請求することができる。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法を不相当と認めたとき。
- (4) 不正の手段により補助金を受けたとき。

附 則（令和6年3月31日中津市告示第 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、効力を失う。

別表（第2条関係）

費 目		摘 要	備 考	
対 象 経 費	需用費	資材費	苗木、標柱、砂土等の資材購入	
		消耗品費	ヘルメット、軍手、薬剤費等の用品・用具購入	食糧費は対象外
		燃料費	チェーンソー、刈払機の燃料費	自家用車の燃料費は対象外
		印刷製本費	資料、チラシの印刷製本費	
	使用料及び賃借料		刈払機、チェーンソー、特装車等の借上料、会場使用料	支払先が中津市の場合を対象外
	委託費		団体が自ら行うことが困難で、専門技術を有する者に委託する場合に限る。ただし、作業の一部は、申請者の属する団体が行うこと。	申請者が委託先の団体に属している場合は対象外
	報償費		講師、指導者、専門技術者等への謝礼金	
	役務費	通信運搬費	郵送料等の通信運搬費	他の用途と使用の区別が困難なものは対象外
		傷害保険料	参加者の傷害保険料及びボランティア保険登録料	
	その他経費		その他市長が特に必要と認める経費	

備考

事業実施に伴う労務費及び個人所有となる備品購入経費は、交付対象外経費とする。